

障害種別設置状況及び児童生徒数

(令和元年5月1日)

障害種別	市町村	設置 学校数	設置 教室数	児童生徒数			
				自校通級	他校通級	巡回指導	
言語障害	高知市	2 (小)	6	7 1	1 1	6 0	0
	土佐市	1 (小)	1	1 1	1 0	1	0
LD・ADHD	高知市	1 (小)	2	1 1	4	7	0
		1 (中)	1	5	2	3	0
	南国市	1 (小)	1	1 0	9	1	0
		1 (中)	1	8	5	0	3
	香南市	1 (小)	1	7	7	0	0
		1 (中)	1	6	6	0	0
	香美市	1 (小)	1	1 4	7	0	7
		1 (中)	1	9	7	0	2
	いの町	1 (小)	1	2 2	1 0	0	1 2
	佐川町	1 (小)	1	1 1	1 1	0	0
	四万十市	1 (小)	1	7	5	0	2
高等学校	3 (高)	3	1 6	1 6	0	0	
合計 (高除く)		1 4	1 9	1 9 2	9 4	7 2	2 6

- 「通級による指導」とは、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、小・中学校において通常の学級でほとんどの授業を受けながら、特別の指導を特別の指導の場で行うものである。
- 対象となる障害の種類は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等であり、本県は、言語障害、LD・ADHDを対象に、いわゆる通級指導教室を設置している。
- 「通級による指導」では、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する目的で行う「自立活動」及び、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行う。
- 小・中学校の授業時数は、週1~8単位時間程度を標準とする。学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)の児童生徒については、月1単位時間程度の指導を下限とする。
- 本県の高등학교では平成30年度から実施している。障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間7単位を超えない範囲で各学校が定めた全課程の修了を認めるために必要な単位数に加えることができる。

